

保存版

平成30年7月2日

保護者様

京都市立西京極中学校
校長 日下部 和宏

台風に対する非常措置についてのお知らせ

本市においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報」「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置をとることが定められておりますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前0時までに解除になった場合 5校時（13時15分）から始業（給食は中止）
 - ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校待機とし、安全確認後下校させます。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて待機を継続いたします。

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

・午前7時までに解除になった場合	平常授業
・午前9時までに解除になった場合	3校時（10時45分）から始業
・午前11時までに解除になった場合	5校時（13時15分）から始業（給食は中止）
・午前11時現在、警報発令中の場合	臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校待機とし、安全確認後下校させます。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて待機を継続いたします。

以上、お子たちにもその旨ご指導いただきますようお願いします。

なお、西京極中学校ホームページの「配布文書のお知らせ」にも掲載しております。